

建設業退職金共済制度実施要領

- 1 契約担当者は、1件500万円（税込み）以上の工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済組合の掛金収納書（起業者用）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書の提出期限は、工事請負契約締結後1カ月以内とする。
ただし、期間内に提出できない特別の事情があると認められる場合において、受注者があらかじめ、契約担当者に申し出たときはこの限りでない。
- 3 契約担当者は、受注業者から前項ただし書きの規定による申し出があったときは、その理由及び証紙購入予定時期を書面で提出させるものとする。
- 4 契約担当者は、建設業退職金共済組合証紙（以下「証紙」という。）の購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 5 契約担当者は、受注業者が工事の一部を下請業者に施工させる場合においては、下請負代金に応じた証紙の現物交付を確実に行わせるとともに下請業者が本共済制度に未加入のものにあっては、受注業者より加入させるよう指導するものとする。
- 6 契約担当者は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入（必要に応じ、追加購入）すれば十分であることに留意するものとする。なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値がしめされていることを踏まえ、当該値に

対象工事における労働者の建退共制度加入率

を乗じた値を参考とす

70%

べきであることに留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

設計変更等に伴う請負額の増減があっても掛金収納書の追徴又は返納は行わない。

- 7 500万円未満の工事についても、受注業者が未加入の場合は、本共済制度への加入及び証紙の購入を指導するものとする。

- 8 理由なくして、証紙を購入しない受注業者（加入しない者を含む）については、指名において考慮するものとする。
- 9 提出のあった掛金収納書は、購入確認書（様式1）に貼付するとともに工事台帳備考欄に証紙購入確認年月日を記入のうえ、別途一括保管するものとする。

附 則

この要領は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。